

議案第101号

南但広域行政事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、南但広域行政事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更するため、関係市と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

南但広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

南但広域行政事務組合同規約（昭和47年南但広域行政事務組合同規約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第7号を次のように改める。

(7) 削除

第10条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第12条を削る。

附 則

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行期日の前日における南但広域行政事務組合の農業保険法に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務は、令和2年4月1日から兵庫県農業共済組合がこれを行うものとする。

議案第101号 南但広域行政事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第10条 組合に必要な経費は、関係市の負担金、組合の事業から生じる収入、補助金、その他の収入をもって充てる。</p> <p>2 前項の負担金は、次の各号に定めるものを除き、その10分の3を均等割、10分の7を人口割によって関係市に分賦する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第3条第7号に掲げる事務に要する経費は、その10分の3を均等割、10分の7を事業規模点数割によって関係市に分賦する。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(地方公営企業法の適用)</u></p> <p><u>第12条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定に基づき、組合の行う農業共済事業に同法の財務規定等を適用する。</u></p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 削除</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第10条 組合に必要な経費は、関係市の負担金、組合の事業から生じる収入、補助金、その他の収入をもって充てる。</p> <p>2 前項の負担金は、次の各号に定めるものを除き、その10分の3を均等割、10分の7を人口割によって関係市に分賦する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>3 (略)</p>